

韓国における 2020 年データ三法をめぐる評価と課題

—改正内容をめぐる学説と論点—

金 永

Abstract

To ease the restriction on the use of personal information, in January 2020, the Korean National Assembly passed the so-called Data 3 Act, the proposed amendments to the three laws related to personal information protection including Personal Information Protection Act (PIPA) 2011, which came into effect in August 2020.

The Amendments newly includes such as the establishment of independent supervisory authority, improvement on the overlapping regulations and development of the data economy. It is also judged to be an amendment to prepare for the EU GDPR adequacy evaluation.

However, the concept of “Pseudonymisation” newly emerged in the Amendments seems to be causing a lot of confusion in both the public and private sectors. Therefore, this paper analyses the contents and meaning of each of the three amendments on the ease of the personal information regulations.

The Amendments was reviewed considering the opinions of three experts in the Korean PIP Act. As a result, future tasks are summarized as the balance of personal information protection and utilization, the establishment of an information self-determination guarantee system on personal information protection issues, and the provision of reasonable and continuous guidelines.

キーワード……個人情報保護法 情報通信網法 信用情報法 仮名情報 十分性認定

1 はじめに

2011 年 3 月 29 日、官民統合型の個人情報保護法の制定から 10 年余が経過している。この間、韓国内においては、相次ぐ個人情報漏えい事件が多発し、数度にわたる法改正を経験した。

個人情報保護法の制定以降、異なる情報を組み合わせることで、特定の個人を容易に識別することが可能となるなど、情報社会の変容に法律が追い付かない状況が問題とされてきた。とくに、個人情報関連の諸制度の間では、部門ごとに重複または類似する規定が散在していたり、法の適用を受けないグレーゾーンが残っていたりしていたことが問題となってきた。また、個人情報に関する司法判断が個別の事案に沿ってなされるなど、個人情報の用語および定義についても混乱がみられてきたところである。

こうした状況を受け、2020 年 8 月には「個人情報保護法」、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」（以下、情報通信網法という。）、「信用情報の利用及び保護に関する法律」（以下、信用情報法という。）のいわゆる「データ三法」が一体的に改正されることとなった。本稿でいうところの「データ三法改正」とはこのことを指している。データ三法改正では、従来の重複規定が整理されるとともに AI やビッグデータなどの新産業育成のために「仮名情報」の概念が新設され、後述する欧州の GDPR の十分性認定などの重要なコンセプトを吸収しようとした。

ただし、データ三法改正によっても依然として条文ごとにバラつきは残されるなど、課題もある。何より、情報主体である本人とその個人情報を取扱う個人情報処理者の間には大きな隙間が残されている。すなわち、企業等の事業者にとっては個人情報の活用がさらに容易になったものの、個人情報の主体である本人にとっては個人情報の保護が十分であるのかという課題があるということである。

今や世界的に個人情報の利用範囲は拡大し、国境を越えて流通し、活用されている。だが、個人情報の活用に向けた法改正や政策の傍らには、個人の権利利益の保護が放置されていないかという懸念もある。

本稿では、韓国におけるいわゆるデータ三法の改正を事例としてこの問題を考察する。

2 データ三法の前史

2-1 データ三法登場の意義

韓国において個人情報保護法制の中核をなしている「個人情報保護法」は、公的部門と民間部門を含むすべての事業者に適用される一般法として 2011 年 3 月 29 日に制定し、同年の 9 月 30 日に施行された。この間、韓国の個人情報保護法制は、部門ごとの必要に応じて整備されてきたものである。国家、地方自治体、行政機関等の公的部門が取扱う住民登録番号等の個人情報に関しては「公共機関の個人情報保護に関する法律」（以下、公共機関個人情報法という。）による規制がなされていた。また、民間部門では、情報通信分野の情報通信網法、金融分野の信用情報法があった。

だが、このように部門ごとの必要性に応じた法整備では、縦割り型の規律となってしまう、法の適用を受けないグレーゾーンが発生する問題があった。また、各部門からの関連法令等の乱立により、個人情報を取扱う事業者に混乱を引き起こす原因ともなった。これらの問題を受け、政府は公共機関個人情報法を廃止し、官民統合型の「個人情報保護法」を制定し、2011 年 9 月 30 日より施行することとなった。

ところが、このような官民統合型の法整備がなされたにも関わらず、個人情報の定義や判断基準などにおいては一貫した解釈はなされなかった。それに、部門ごとの必要に応じた法整備がなされたゆえに、体系不整合の問題も残されることとなった。

他方、個人情報保護法の制定からのこの10年余は、情報社会の進展とともに個人情報の取り巻く社会的環境も大きく変化してきた。例えば、AIやビッグデータに代表される新産業育成のなかで、個人情報の取扱いに対する意識の向上がある。具体的には、個人情報から特定個人を識別できる要素を加工、削除あるいは匿名化し、一定の基準を満たせば、再利用が可能となってきた。このことは、個人情報を活用する新産業育成においても大きな意義がある。その際には個人の権利利益を侵害せず、利用可能なデータとするなどの基本的人権に配慮した観点が重要となる。

以上の論点を踏まえつつ、従来残された問題の解決および再識別不可能な個人情報（すなわち仮名情報）の活用に向けて、いわゆるデータ三法が全面改正されることとなった（2020年8月5日施行）。

2-2 実業界からの要請等

前述のように、個人情報の活用はAIやビッグデータ産業に直結する可能性がある。このことから、仮名情報の活用をめぐる議論は、朴槿恵政権（2013~2017年）から本格化された。2016年6月30日には仮名情報の活用に向け「非識別情報ガイドライン」が発表された。このガイドラインでは、「一定基準を満たし、暗号化措置をすれば個人情報でないのみなし、情報主体の同意なしに商業的目的での利用が可能」という点が骨子とされていた。ただし、朴槿恵大統領の弾劾事件によってこのガイドラインは廃棄された。その後を継いだ文在寅政権（2017~現在）では、経済政策の一つとして「革新成長」を掲げ、遠隔医療や民間保険の活性化など、個人情報の規制緩和を念頭に置きつつ朴槿恵政権で発表したガイドラインの法制化を推進することとなった。

仮名情報が難しいのは、情報主体からの「同意」を得る段階にある。個人情報の収集という行為は、情報主体の「同意」を得てはじめて成立するが、「同意」を得る環境をみるとわかるように、しばしば他の選択肢のない状況下での「黙示的同意」が横行している。このような、個人情報の利用目的や処理基準が情報主体へ十分に示されていない状況の中での「同意」を要しない仮名情報の活用は、実業界にとっては重要な論点であった。

とくにAIやビッグデータ産業の育成には関連法の改正が不可欠であった。また、この時期の韓国では、国内企業の海外進出の名目で、各産業界、民間事業者を問わず、EUの一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）（以下、GDPRという。）を参考とし²⁾、一刻も早く仮名情報の活用へ向かうべきだということが主張されるようになっていた。

そこで、データ三法改正に当たっては、個人情報の定義に仮名情報と匿名情報の関連条項を新設し、個人情報の活用及び個人情報保護委員会の権限を強化する条項などが改正された。また、仮名情報に関しては、情報主体の同意なしに統計作成や科学研究、公益的記録保存目的として処理することが可能とされた。

2-3 GDPR の影響

データ三法改正の重要な背景としては、欧州における GDPR がある。2016 年 4 月 27 日に採択され、2018 年 5 月 25 日に施行された GDPR は、「EU 基本権憲章」という EU 法体系の根幹をなす法において保障されている、個人データの保護に対する権利という基本的人権の保護を目的とした法律であり³⁾、欧州経済領域（EEA）の個人データの移転と処理等についての法規定が定められているものである。

GDPR の適用対象は、EEA 域内に拠点（establishment）を置く営利企業、公的機関や地方自治体、非営利法人などである。ただし、ここでいう「拠点」には、EEA 域内に支店や事務所を置かない場合でもインターネットなどを介して EEA 居住者の個人情報を収集、処理、利用、共有したり、分析し、再利用したりする場合も含まれる。つまり、GDPR の適用対象は、国籍や地理的位置の制約を超えるということである。

韓国においては、サムスン電子のスマートフォン事業を筆頭に、LG 電子のスマート TV など、様々な企業が EEA へ進出し、個人情報を活用した事業⁴⁾を展開している。そのなかで GDPR は法的障壁（非関税障壁）として認識されていた。例えば、今日のあらゆるモノがインターネットに繋がっているなかで、本人も知らないうちに個人情報が企業側に収集され処理される事例等⁵⁾がある。

これを受け、データ三法の改正に当たっては、GDPR を参考とした法整備がなされた。具体例としては、現在取扱われている個人データの第三国移転について定める「移転に関する一般原則」（第 44 条）や、個人データの第三国移転に関し、十分なデータ保護水準の確保を要件とする「充分性認定に基づく移転」（第 45 条）⁶⁾などがある。とくに、韓国は未だに GDPR の充分性認定を受けてないこともあり⁷⁾、第 45 条でいう「十分なデータ保護水準の確保」に向けた動きが法改正の主な要因の一つとなった。このほか、韓国企業にとっては個人データの安全措置に係る「適切な保護措置に沿った移転」（第 46 条や、所管監督機関の承認について定める「拘束的企業準則」（第 47 条）なども重要である⁸⁾。

韓国は長い間、海外輸出や IT 産業に依存してきた経緯もあり、今回のデータ三法の改正にも GDPR に多くの影響を受けている⁹⁾。

3 2020 年データ三法

3-1 改正経緯、国会審議

それでは具体的にデータ三法改正とはどのような内容なのか。その改正経緯から見ていこう。データ三法の改正をめぐる論議は、2016 年 6 月 30 日、朴槿恵政権（2013~2017 年）が発表した「非識別情報ガイドライン」から始まった。前述したように、このガイドラインは「非識別措置を行えば、個人情報に該当しないとみなし、情報主体の同意なしに当初の利用目的外で活用が可能」との内容であった。それゆえに、非識別措置した情報の再識別可能性や事後管理に

についての不備などが市民団体を中心に指摘され、多くの批判を浴びていた。

以降、このガイドラインは廃止となったが、文在寅政権（2017~現在）も、経済政策の一つとして「革新成長」を掲げ、遠隔医療や民間保険の活性化など、個人情報に関する規制緩和、さらには朴槿恵政権で発表したガイドラインの法制化を推進することとなった。こうした状況の下、2017年10月に4次産業革命委員会（以下、「委員会」と言う。）¹⁰を設置した。委員会では、2018年2月には「個人情報の保護と活用の調和」、同年4月には「データ活用と個人情報保護の調和」をテーマとした論議を通し、個人情報の保護および活用において社会的合意を図ろうとした。

委員会の論議¹¹では、EUのGDPRに沿って、「非識別情報」という曖昧な概念の代わりに「個人情報」、「仮名情報」、「匿名情報」と定義することには合意したものの、仮名処理した個人情報の活用範囲等に関しては合意に至らなかった。

その後、同年11月15日に発議されたデータ三法改正案¹²では、「科学的研究、統計作成の目的では仮名処理された個人情報を同意なしに当初の収集目的外に活用することができる。」としているなど、従来の企業寄りの立場をそのまま反映していたものであった。これに対し、市民団体からは「情報人権の侵害である。」との強い反発があったが、法改正にまで議論が深まることはなかった。

改正案は、2019年11月28日に国会の政務委員会の法案審査小委員会を通過し、2020年1月9日、国会本会議の議決を経て2020年2月4日公布、2020年8月5日施行された¹³。

3-2 主な改正のポイント

3-2-1 個人情報保護法

(1) 仮名情報の法制化

改正「個人情報保護法」では、個人情報の活用に向け、仮名情報の概念を導入し、その処理に関する規定を設けた。これにより、個人情報処理者は、仮名情報を統計作成、科学的研究¹⁴、公益的記録保存¹⁵等の目的で情報主体の同意なしに処理することが可能となった。

ここでいう「統計作成」とは、特定の集団及び対象等に関し、作成した数量的情報を意味する。これには市場調査のような商業的目的の統計処理も含まれる。ただし、One to oneマーケティング等のために特定個人を識別できるものは、統計に該当しない。公益的記録保存は、公共機関の処理する場合にのみ認められるのではなく、民間企業、団体等が一般的な公益のために記録を保存する場合も公益的記録保存の目的が認められる¹⁶。なお、個人情報処理者の間において指定された専門機関を経由し、仮名情報を結合し利用することも可能となった。関連条文は以下に示す（表1）。

表 1. 仮名情報の処理方法

第 28 条の 2（仮名情報の処理等）

- ① 個人情報処理者は、統計作成、科学的研究、公益的記録保存等のために、情報主体の同意なしに仮名情報を処理することができる。
- ② 個人情報処理者は、第 1 項により、仮名情報を第三者に提供する場合には、特定個人を識別するために使用し得る情報を含んではならない。

（出所）2020 年改正「個人情報法」より作成。

(2) 個人情報判断基準の明確化

データ三法改正では、個人情報に関する主な概念を「個人情報」、「仮名情報」、「匿名情報」の三つに分けて明確化を図った。現行の個人情報保護法の、「該当するだけでは特定個人を識別することができなくても、他の情報と容易に結合し識別でき情報」のところにおいては、「容易に識別する」が示す範囲が不明確であるという点が指摘された。

また、法解釈の問題にもなっていたことから、改正法では、「他の情報の入手可能性」との基準を提示することで、より明確な判断基準を提示している（第 2 条第 1 号）。また、「匿名情報」の用語を用いて「匿名情報は個人情報保護法を適用しない（第 58 条の 2）規定も新設された。以下の（表 2）、（表 3）は重要用語をまとめたものである。

表 2. 各用語の定義

個人情報 = 生存する個人に関する情報であり、以下の情報を含むこと。

- ・ 氏名、住民登録番号、影像等を通じて個人を識別できる情報。
- ・ 該当する情報のみでは特定個人を識別することができなくても、他の情報と容易に結合し識別できる情報。（他の情報の入手可能性、時間、費用、技術等を合理的に考慮する。）

仮名処理 = 個人情報の一部を削除、一部又は全部を代替する等の方法により、追加情報なしでは特定個人を識別できないように処理した情報。

仮名情報 = 個人情報を仮名処理することで元の状態に復元するための追加情報の使用・結合なしでは特定個人を識別できない情報。

追加情報 = 個人情報を全部又は一部を代替する際、利用された手段や方式（アルゴリズム等）、仮名情報との比較対照等を通じ、削除又は代替された個人情報の部分を復元できる情報。

（出所）筆者作成。

表 3. 個人情報の定義

<p>第 2 条（定義）</p> <p>1. 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、次の各目のいずれかに該当する情報をいう。</p> <p>ア.氏名,住民登録番号及び映像等を通じて個人を識別できる情報</p> <p>イ.該当する情報のみでは特定個人を識別することができなくとも、他の情報と容易に結合し識別できる情報。この場合、容易に結合できるか否かは、他の情報の入手可能性等、個人を調べることでかかる時間、費用、技術等を合理的に考慮しなければならない。</p> <p>ウ.ア目又はイ目を第 1 号の 2 により仮名処理することで元の状態に復元する為の追加情報の使用・結合なしでは特定個人を識別できない情報（以下、「仮名情報」という。）</p> <p>2~7（現行同様）</p> <p>第 58 条の 2（適用除外）</p> <p>この法は、時間・費用・技術等を合理的に考慮した場合、その他の情報を使用してもそれ以上個人を識別することができない情報には適用しない。</p>

（出所）2020 年改正「個人情報法」より作成。

(3) 活用範囲の拡大

現行の個人情報保護法においては、個人情報処理者は、同意を得た範囲を超えて個人情報を利用・活用することはできないと規定されていた。改正法により、個人情報処理者は、「個人情報の収集時に情報主体に告示した収集目的と合理的に関連した範囲内¹⁷⁾で暗号化等の安全性確保措置を実施したか等を考慮し、大統領令で定めるところにより、情報主体の同意なしに個人情報を利用（第 15 条第 3 項）又は提供（第 17 条第 4 項）」することができることとなった。

この点については、大統領令の定める内容によって個人情報の活用範囲が拡大され得るということになる。したがって、個人情報の活用に向かつては、改正される大統領令の内容も視野に入れて双方を検討する必要があることとなる。関連条文は以下に示す（表 4）。

表 4. 活用範囲に関する条文

<p>第 17 条（個人情報の提供）</p> <p>① 個人情報処理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、情報主体の個人情報を第三者への提供（共有を含む。以下同様）することができる。</p> <p>② ~ ③（現行同様）</p> <p>④ 個人情報処理者は、当初の収集目的と合理的に関連した範囲内で情報主体に不利益が発生するか否か、暗号化等の安全性確保に必要な処置をしたか否か等を考慮し、大統領令で定めるところにより、情報主体の同意なく個人情報を利用することができる。</p>

（出所）2020 年改正「個人情報法」より作成。

(4) 個人情報保護委員会の権限強化

個人情報保護委員会については、現行の大統領所属の個人情報保護委員会を国務総理所属の中央行政機関として権限を強化し、独自の人事、予算権及び調査、処分等の執行権や議案提出権及び国会、国務会議の発言権等を付与することとされた。また、この間、行政安全部や放送通信委員会に分散されていた業務（個人情報保護に関する認証、個人情報影響評価、個人情報流出通知、侵害事実の受付等）は、すべて個人情報保護委員会へ移管されることとなった。

(5) 敏感情報の範囲を拡大

改正「個人情報保護法施行令」¹⁸⁾では、現行の敏感情報の範囲「思想・信念、労働組合・政党の加入・脱退、政治的見解、健康、性生活等に関する情報、その他、情報主体の私生活を著しく侵害する恐れがある個人情報」（第 23 条）として、「①遺伝子検査等の結果で得られた遺伝情報」や「②刑の失効等に関する法律」第 2 条第 5 号による犯罪経歴資料に該当する情報」（第 23 条第 1 項）が規定されていた。

改正施行令第 18 条（敏感情報の範囲）では、上記の①、②に加え、「③個人の身体的、生理的、行動的特徴に関する情報として特定個人を識別する目的として一定の技術的手段を通じて生成した情報」および「④人種や民族に関する情報」の類型が新たに導入された。

これら③、④の導入の背景としては、「個人を識別する目的として使用する指紋・虹彩・顔認識等の生体認識情報は、個人の固有情報であるが、過去に比べて漏えいされた場合、取り返しのつかない被害が発生する可能性が高まった」¹⁹⁾とし、人種や民族に関しては、「EU の十分性認定、変化する社会・技術環境等、国際的環境に合わせた個人情報の保護水準の確保のため」²⁰⁾であると説明されている。

なお、生体認識情報の中には技術がすでに完成段階とされている指紋認証もあれば、まだ進行中の段階にあるその他の技術も並行している。個人情報の保護水準とともに罰則規定も強化されれば、過度な規制で技術革新を阻害することも予想される。この点については今後もさら

なる検討が必要であると考えられる。

3-2-2 情報通信網法

(1) 重複規定の削除

重複規定の整理については、長い間、「個人情報保護法」や「情報通信網法」などに散在していた法体系、重複規定の問題を解決することが目指された。結果として、現行の「情報通信網法」の個人情報保護規定（第4章）における、「個人情報保護法」と重複する規定（個人情報の定義、住民登録番号、敏感情報の処理、個人情報の処理・委託、安全措置義務等）はすべて削除されることとなった。

(2) 管理監督主体の変更

個人情報の保護に関する事項において、削除された一部規定は、「個人情報保護法」の特例規定として移管された。また、オンライン上の個人情報の保護に関する規制及び管理監督の主体は放送通信委員会から個人情報保護委員会へ変更された。

(3) 存置する規定

改正法においては、携帯端末へのアクセス権限に関する同意や住民登録番号の処理に関する本人確認機関の指定等の規定は削除されず、存置された。これらの条項が存続する理由は、個人情報とは直接関連がなく、その適用対象が通信事業者など、放送通信委員会所管の事業者であるとの特性を反映したためであると考えられる²¹⁾。

3-2-3 信用情報法

(1) 仮名情報の導入

改正「個人情報保護法」と同様に、仮名情報の概念（「仮名情報とは、仮名処理した個人信用情報をいう。」（第2条第16項））が導入され、仮名処理に関する条項（「仮名処理とは、追加情報を使用しなくては特定個人である信用情報主体を識別できないように個人信用情報を処理することをいう」（第2条第15項））も新設された。また、統計作成（市場調査等、商業的目的の統計を含む。）や研究（産業的研究を含む。）、公益的記録保存のためには信用情報主体の同意なく仮名情報を利用又は提供することができるようになった（第32条第6項）。その内容については、以下に示す（表5）。

表 5. 仮名情報に関する条文

<p>第 2 条（定義）</p> <p>15. 「仮名処理」とは、追加情報を使用しなくては、特定個人である信用情報主体を識別できないように個人信用情報を処理（その処理結果が次の各目に該当する場合として、第 40 条第 1 項および第 2 項によりその追加情報を分離して保管する等、特定個人である信用情報主体を識別できないように個人信用情報を処理した場合を含む。）</p> <p>ア. とある信用情報主体とその他の信用情報主体が区別される場合</p> <p>イ. 一つの情報集合物（情報を体系的に管理したり処理する目的として一定の規則により構成されたり配列された二つ以上の情報をいう。以下同様）から、異なる二つ以上の情報集合物の間で、とある信用情報主体に関する二つ以上の情報が連携又は連動される場合</p> <p>ウ. ア目、イ目と類似する場合として、大統領令で定める場合</p> <p>16. 「仮名情報」とは、仮名処理した個人信用情報をいう。</p> <p>17. 「匿名処理」とは、これ以上特定個人である個人信用情報主体を識別できないように個人信用情報を処理することをいう。</p>

（出所）2020 年改正「信用情報法」より作成。

(2) 類似・重複規定の整備

個人信用情報の処理やその業務の委託、流通および管理と信用情報主体の保護に関しては、「個人情報保護法」の一部規定を金融分野に合わせる「信用情報法」に受容し、両法律間の関係をより明確に整理した。また、同法において、類似又は重複している規定の場合においては、「個人情報保護法」の該当条文を適用するようにするなど、現行の保護体系がより効率的に行えるようになった²²⁾。重複規定の取扱いに関する規定は以下に示す（表 6）。

表 6. 重複規定に関する条文

<p>第 17 条（処理の委託）</p> <p>① 信用情報会社等は、第 3 者に信用情報の処理業務を委託することができる。この場合、個人信用情報の処理委託に対しては、「個人情報保護法」第 26 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。</p> <p>⑥ 受託者が個人信用情報を利用又は第 3 者に提供する場合には「個人情報保護法」第 26 条第 5 項による。</p>

（出所）2020 年改正「信用情報法」より作成。

(3) 金融分野における新たな自己情報決定権の導入

改正「信用情報法」では、新しい自己情報決定権として個人信用情報転送要求権が導入され

た（第33条の2、新設）。また、個人信用情報主体が金融会社等に自動化評価²³⁾および重要基準、基礎資料等の説明を要求することができるように改められ、自動化評価の結果の算出に有利と判断される情報の提出および基礎情報の訂正・削除、自動化評価結果の再算出を要求できる権利を導入することで、信用情報主体に自動化評価に対する積極的な対応権を保障するとした（第36条の2、新設）。

(4) 情報活用における同意制度の改正

個人情報保護法制が本格的に施行された2011年以来、韓国の同意制度をめぐっては、該当サービス利用のためには他の選択肢がなく、黙示的同意が行われているとのことで多くの批判があった。これを受け、改正法では、より分かり易い表現を用いることや信用情報主体の要請があった場合にはその告示事項のすべてを知らせるなどの規定が新設された。

また、情報活用による私生活の秘密と自由を侵害する恐れがあることから、情報活用同意等級の導入規定（第34条の3）が新設された。これにより、金融委員会は、各金融会社に同意等級を付与し、金融会社はその同意等級を利用者に知らせることが義務付けられた。これは、信用情報主体である利用者が自分の情報活用同意による効果をより分かり易くするための措置である。

4 改正法をめぐるとの評価

4-1 イ・チャンボム説

イ・チャンボム²⁴⁾は、データ三法改正について、情報主体の権利保護および実質化に問題があると指摘している。この点については、「データ三法は個人情報の活用に焦点を合わせているため、情報主体の権利保護に関しては先進国水準に及んでいない。」とし、「韓国の個人情報法は、どの先進国に劣らず情報主体に強力な権利を与えており、他の国々とは違って違反行為に対しては多数の刑罰規定まで設けているが、情報主体が実際に権利を行使するには困難な状況であり、違反行為に対しても適切な処罰がなされていないため、批判を受けている。」と指摘した。

また、「個人情報の活用が容易になっただけに、情報主体の権利行使も容易に行えるように改善しなければならず、違反行為に対する処罰も事業者の違反行為を実質的に抑制できる方向に現実化しなければならない。」とした。

さらに、「データ経済の成功を実現するためには仮名・匿名処理、情報集合物結合、マイデータ、両立性原則等の合理的かつグローバルスタンダードに合わせた基準設定が必要であり、産業界又は業種間の不合理な差別化政策も見直される必要がある。」とし、何よりも「情報主体の権利を実質化できる措置が伴われることである。」とし、「そのためには、欧州連合 GDPR はもちろん、米国の CCPA を参考とするべきだ。」とコメントした²⁵⁾

4-2 パク・ノヒョン説

パク・ノヒョン²⁶⁾は、今回のデータ三法改正により「個人情報保目的として散在していた法体系のゆえに重複適用可能性による個人情報処理者である企業等が不安な地位であったが、個人情報保護法が基本法として位置づけられ、個人情報保護委員会が執行権を兼備した独立中央行政機関として個人情報保護法の垂範が明確となる。」とつつ、「今回の改正がデジタル経済の現実において完全ではなく、現在のように法令や告示等の遵守を通じた個人情報処理の適法性を問うよりは個人情報処理者である企業等が個人情報処理によるリスクを防止できるよう、責任を強化しなければならない。」との意見を述べた。

さらに、個人情報保護法の目的規定については、「個人情報保護法の目的を規定する第 1 条は個人情報の保護とともに個人情報の活用においても同等な価値の法益となることを明示的に規定しなければならない。」とし、個人情報の保護を主な内容としている個人情報保護法は、「個人情報の適法かつ柔軟な処理も保障することで韓国社会と経済の安全な発展を図ることが可能となる。」とし、個人情報保護委員会関しては、「企業や市民社会等の関心と協力を通じて、デジタル経済に求められる個人情報保護法の持続的な発展のために努力しなければならない。」とコメントした²⁷⁾。

4-3 キム・ミンホ説

キム・ミンホ²⁸⁾は、データ三法の改正について「もう少し素直になる必要がある。個人情報の保護と活用に調和を図ることは絶対両立しない概念である。」とし、その原因としては、データ三法に関する論議が「完璧な個人情報保護」と「IT 大国としての競争力確保」の双方の主張が譲歩や合意なしに繰り返されていることにあると指摘した。

また、データを活用においては一定程度の個人情報侵害をもたらさざるを得ない指摘し、中国を例に挙げながら「中国の場合、政府の統制下、人口 13 億人の顔をすべてデータベース化したので、データが多い分、これを分析する技術も素早く発展できる環境となるが、それだけ公権力が個人を監視し統制しやすくなる。」と述べた。

それから、データ経済において問題となるのは「同意制度」にあり、「同意制度自体、インターネットがなかった時代、文書中心の契約から発生したものであって、時代遅れである。」としながら、「現在の同意制度の下では、事前に同意を得なければならないが、個人に関する情報の数が無限に増えている時代において、この方法は効率性に欠けるため、データ経済は不可能である。」と指摘した。これに加えて、情報主体がその多くの同意原則を全て読み、クリックし、内容を認識し、拒絶するほど時間は多くないことを指摘した²⁹⁾。

4-4 改正法をめぐる評価

以上の 3 者のデータ三法改正に対するレビューについては、積極的評価と消極的評価が混在

している。ここでいったん整理をしておこう。

データ三法改正に対する積極的評価としては、「個人データの活用」が挙げられる。イ・チャンボムはデータ三法改正について「個人情報の活用に焦点を合わせている」と評価している。また、パク・ノヒョンも同様の認識を示しており、「個人情報の適法かつ柔軟な処理も保障することで韓国社会と経済の安全な発展を図ることが可能となる。」としている。キム・ミンホは「保護」と「活用」を対置した上で「絶対両立しない概念」であるとした上で、「活用」により強い焦点を置いた評価をしているようである。データ三法改正で強化された「仮名情報」の取り扱いはこの点と合致するところであるだろう。また、個人データを取り扱う企業にとっては、ルールが明確化され、何をしなければならないのかという点についても、従来の法体系よりも明確になったと評価できるものと思われる。

他方でデータ三法改正に対する消極的評価としては、「個人情報の保護」や「個人情報保護委員会」に対する注文が相次いでいる。イ・チャンボムは「情報主体が実際に権利を行使するには困難な状況であり、違反行為に対しても適切な処罰がなされていないため、批判を受けている。」ことを指摘している。また、パク・ノヒョンは「個人情報処理者である企業等が個人情報処理によるリスクを防止できるよう、責任を強化しなければならない。」と述べるとともに、「個人情報保護委員会が執行権を兼備した独立中央行政機関」がその役割を果たすことに期待を寄せている。ただし、キム・ミンホは「現在の同意制度の下では、事前に同意を得なければならないが、個人に関する情報の数が無限に増えている時代において、この方法は効率性に欠けるため、データ経済は不可能である。」と述べており、前二者の意見とは異なる姿勢を見せている。

総括的にいえば、データ三法改正については、個人データの「活用」については重要かつ積極的な意義があるという評価であるといえるということだろう。ただし、今回のデータ三法の改正では、個人データの「保護」については司法救済を含めて困難性が払拭されたとはいえない状況にとどまっており、この点についての改善が待たれるとあってよいように思われる。この点についての韓国国内の有識者の見解についてはさらに、独立中央行政機関としての個人情報保護委員会の活動に期待が寄せられているとあってよいように思われる。

5 残された論点

今回のデータ三法は、一定要件を満たせば収集した個人情報を情報主体の同意なしに第三者に提供し、活用することがポイントとなっている。さらには、個人情報の概念に仮名情報を導入し、統計作成、科学研究、公益的記録保存等の目的であれば、情報主体の同意なしに処理することが可能となり、その情報の結合等も認めている。

ここでまず、残された論点としては、「仮名情報は個人情報に該当するか」という点があり、改正「個人情報保護法」第2条第1号のイ目とウ目の定める仮名情報をどのように判断するかが問題となる。第2条（定義）の「個人情報」の定義内に「仮名情報」を定めている点から見

ると、憲法上保障される自己情報コントロール権の侵害と捉えることができる。

この点について、イ・チャンボムは、「イ目は他の情報との結合を前提とし、ウ目は追加情報との結合を前提としている点で違いがあるだけで、その他の情報と結合して特定個人を識別する情報という点、両者間に違いはない。」とし、「イ目という情報とウ目という仮名情報を明確に見分けるためには他の情報と追加情報の違いについて把握しなければならない」と述べている³⁰⁾。

第 2 条第 1 号イ目で定める「他の情報」については、該当情報を除き、その他の全ての情報を意味し、個人情報処理者の保有する情報を含め、合理的に入手することが可能な情報、さらには第三者が保有する情報やすでに公開されているも含まれると解釈している³¹⁾。

第 2 条第 1 号ウ目で定める「追加情報」については、個人情報処理者が仮名情報を処理する場合には、元の状態に復元するための「追加情報」を別途に分離し保管・管理しなければならない情報であり、ここでいう追加情報は現在保管している情報に限定しなければならないと解釈している³²⁾。この点、第三者の保有する情報及び公開されている情報まで含まれる「他の情報」とは見分けることができる。

つまり、仮名情報という概念は、個人情報を安全な状態で利用するための技術的措置であって、仮名処理を理由に個人情報でないと判断することは不適切である。ついては、仮名情報も個人情報の一つであるという考え方が妥当だと思われる。

さらに問題となるのは、仮名処理の基準やその活用目的である「統計作成、科学的研究、公益的記録保存」についての具体的内容が明示されていない点がある。この点については、具体的な仮名処理方法を検討し、ガイドラインを作成する個人情報保護委員会の役割が重要となると思われる。

また、情報通信網法を個人情報法に一元化する過程で情報通信網法と重複する規定は削除したものの、情報通信網法固有の個人情報関連規定は、特例規定として残し、特例規定を優先適用する構成になっている点も問題となっている。つまり、一般法を軸とした改正ではなく、散在する関連法令を放置したまま、分野別必要に応じて改正がなされたゆえに、各法令との一貫性に欠ける未解決の課題が残っている。このように、部門ごとの特例規定が優先される構造下では、個人情報保護委員会が独立した中央行政機関として機能できない懸念がある。この点については、個人情報保護法上の規定と情報通信網法上の特例規定の間での妥当性についてさらなる検討が必要であると思われる。

6 むすび

2016 年 6 月から繰り返し議論されてきたデータ三法は、その 4 年後の 2020 年 8 月によりやうく全面施行となった。今回の改正法は、その多くを EU の GDPR を参考とした内容となっている。とくに、長い間、「個人情報」、「仮名情報」、「匿名情報」さらには「非識別情報」とするな

ど、混在していた概念が一通り整備された点は一定の意義があると思われる。ただし、改正案をめぐっては、仮名処理した個人情報の活用範囲等において不明確なところがあったため批判の声もあった。この点については法改正の過程での合意形成の不十分さを指摘しておくことができるだろう。

課題としては、前述したように仮名処理した個人情報の活用範囲が不明確であることや同法第2条の8でいう「科学研究」の概念に商業的目的も含まれるなど、議論の段階から指摘されてきたところが残っている点が挙げられる。また、一般の個人情報処理者と情報通信サービス提供者の間において罰則規定³³⁾に過度な差異があるなど、制度の実効性に疑問を抱くところもある。確かに、データエコノミー時代とも呼ばれる今日の情報社会のなかで、IT産業に依存している韓国が競争力を確保するため、個人情報の活用に向けた法改正が求められることは当然の流れであるが、情報漏えいが起きてしまうと取り返しのつかないことになる可能性もある。長い間、住民登録番号を個人識別情報として利用し活用してきた韓国においては、こうした問題が繰り返されてきた。したがって、今後とも個人情報の保護については十分な注意を払わなければならないだろう。

<注>

- 1) 韓国・個人情報保護委員会、「2020個人情報保護年次報告書」、2020年8月、10頁。
- 2) 和訳では「規則」と訳すところを韓国語訳では「規定」と表現するので、法律より下位規範のようにみえるが、EU法は、加盟国の間での基準や目標として作用し、加盟国ごとに関連法の制定を要する「一次法 (Primary Legislation)」と、法的効力を有し、加盟国に一括適用される「二次法 (Secondary Legislation)」に構成されており、GDPRは、二次法に該当する。
- 3) 日本貿易振興機構 (ジェトロ)、「EU一般データ保護規則 (GDPR) に関わる実務ハンドブック (入門編)」、2016年11月、1頁。
- 4) 韓国では、「スマートIT産業」と表現することが多い。
- 5) LG電子のスマートTV (インターネット経由) が視聴者のチャンネル視聴情報や視聴時間等を無断に収集していたことが2013年11月、イギリスのITブロガーの分析により明らかになったが、LG電子は「あくまでも視聴情報である」と否定した。
BBC NEWS、電子版、「LG promises update for 'spying' smart TV」、2013年11月21日、
(<https://www.bbc.com/news/technology-25042563>, 2021年7月17日参照)
- 6) 和訳の「充分性認定」のことを韓国では「適正性評価」と表現している。
- 7) 2021年3月30日開かれた欧州委員会(BC)で、韓国におけるGDPRの草案が採択された。韓国の個人情報委員会によると、年内の最終決定を目指しているという。
- 8) キム・サンヒョン、『ヨーロッパ連合の個人情報保護法、GDPR (原題韓国語: 유럽연합의 개인정보보호법, GDPR)』、2018年、102-103頁。
- 9) 現在、IT産業において米国企業 GAFAM (Google、Apple、Facebook、Amazon、Microsoft) を擁する米国では、自主規制方式 (self-regulation) が採用されており、具体例としては、「カリフォルニア消費者プライバシー法 (CCPA)」がある。自主規制方式とは、企業等の自主的な規制を重視しようというのである。他方、EUでは、米国とは異なり、情報主体の権利を憲法上の基本権として保障し、EU加盟国を含め、やり取りをする国にまで影響を及ぼす規制方式を採用している。
- 10) 超連結・超知能基盤の4次産業革命の到来による科学技術・人工知能およびデータ技術等の基盤を確保し、新産業・新サービス育成および社会変化対応に必要な重要政策等に関する事項を効率的に審議・調整するため、大統領所属で4次産業委員会をおく (4次産業委員会の設置及び運営に関する規定 第2条)。
- 11) 韓国・4次産業委員会、「第2次 規制・制度改革ハッカソン大会報道資料」、2018年2月6日、

- (<https://www.4th-ir.go.kr/topic/6/detail/11>, 2021 年 7 月 17 日参照)
- 12) イン・ジェグン議員他 14 人、第 2016621 号 (2018.11.15.)、第 364 回 国会。
 - 13) 韓国・個人情報保護委員会、「2021 個人情報保護の意味と法重要改定事項」、2021 年 4 月、13 頁。
 - 14) 「科学的研究」とは、技術の開発と実証、基礎研究、応用研究及び民間投資研究等、科学的方法を適用する研究をいう。
 - 15) 「公益的記録保存」とは、公共の利益のために持続的に閲覧する価値のある情報を記録し保存することを意味する。
 - 16) 韓国・個人情報保護委員会、「仮名情報処理ガイドライン」、2020 年 9 月、6 頁。
 - 17) 個人情報処理者は、当初の収集目的と合理的に関連した範囲内で情報主体に不利益が発生するか否か、暗号化等の安全性確保に必要な処置をしたか否か等を考慮し、大統領令で定めるところにより、情報主体の同意なく個人情報を利用することができる (第 17 条の 4)。
 - 18) 「個人情報保護法施行令」(施行 2021 年 2 月 5 日、大統領令第 31429 号、2021 年 2 月 2 日、他法改正)。
 - 19) 韓国・放送通信委員会、「バイオ情報保護ガイドライン (案)」、2017 年 12 月、3 頁。
 - 20) 韓国・行政安全部、「個人情報保護法施行令 一部改正令 (案)」、2020 年 3 月、2 頁。
 - 21) 韓国インターネット振興院、「データ三法改正の重要内容と展望」、2020 年 2 月、15-18 頁。
 - 22) 韓国インターネット振興院、前掲注 21)、16-18 頁。
 - 23) 「自動化評価」とは、信用情報会社等に従事する者が評価業務に関与せず、コンピューター等の情報処理装置のみで個人信用情報およびその他の情報を処理し、個人である信用情報主体を評価する行為を意味する (信用情報法第 2 条 14 項)。
 - 24) 延世大学校法務大学院教授、東国大学校国際情報大学院客員教授、Kim&Chang 法律事務所常任委員。
 - 25) イ・チャンボム、「KISA REPORT トレンド編」、『個人情報保護法改正後、データ三法の残された課題』、VOL12、2019 年、58 頁。
 - 26) 高麗大学校法学専門大学院教授、国際サイバー法研究会会長、国際調整センター理事長。
 - 27) 東亜日報、電子版、「個人情報保護の改善機会を逃してはならない」、2019 年 11 月 15 日、(<https://www.donga.com/news/Opinion/article/all/20191115/98369753/1>, 2021 年 7 月 11 日参照)
 - 28) 成均館大学校法学専門大学院教授、個人情報保護法学会会長。
 - 29) 社会貢献ジャーナル MY BUSINESS、「データ三法、問題は何か?」、2019 年 12 月 2 日、(<https://scjournal.kr/news/article.html?no=20584>, 2021 年 7 月 11 日参照)
 - 30) イ・チャンボム、「KISA REPORT 情報保護編」、『仮名情報における他の情報と追加情報との違い及び仮名処理の対象と範囲』、2020 年、42 頁
 - 31) イ・チャンボム・前掲注 30) 46 頁。
 - 32) イ・チャンボム・前掲注 30) 47 頁。
 - 33) 個人情報処理者が個人情報保護法上の告示及び同意規定 (第 15 条第 1 項) を違反した場合は 5000 万ウォン以下の過料 (第 75 条)。情報通信サービス提供者に対しては 5 年以下の懲役又は 5000 万ウォン以下の罰則規定 (第 71 条第 4 号の 5) を設けている。

主指導教員 (鈴木正朝教授)、副指導教員 (沢田克己教授・田中幸弘教授)